明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

岩手県	久慈市山形町霜畑第六地割六六の一一	三陸北部森林管理署久慈支署山形森林事務所	一級地	
	和賀郡西和賀町川尻四〇地割一〇三の一	岩手南部森林管理署新町森林事務所		
	和賀郡西和賀町川尻四〇地割一〇三の一	岩手南部森林管理署湯田森林事務所		
秋田県	由利本荘市鳥海町上笹子字下野二の一五	由利森林管理署笹子森林事務所	一級地	
	北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中四八四の二	米代東部森林管理署上小阿仁支署		
福島県	田村市都路町古道字新町七二の一	福島森林管理署都路森林事務所	一級地	
	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上五の一	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所		
	岩瀬郡天栄村大字田良尾字鹿野七四	福島森林管理署白河支署大平森林事務所		
	耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ケ峯一〇九三	裏磐梯自然保護官事務所		
	双葉郡葛尾村大字落合字西ノ内七の一	磐城森林管理署葛尾森林事務所		
栃木県	日光市足尾町三三六九	日光森林管理署餅ヶ瀬森林事務所	一級地	
群馬県	利根郡みなかみ町夜後二六	関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所藤原ダム管理支所	一級地	
新潟県	東蒲原郡阿賀町新谷一六五四の一	下越森林管理署三川森林事務所	一級地	
石川県	白山市白峰ハ一五〇の一	石川森林管理署白峰森林事務所	一級地	
長野県	塩尻市奈良井七九〇の一四	中信森林管理署奈良井森林事務所	一級地	
	木曽郡南木曽町読書一九一二の一	木曽森林管理署南木曽支署柿其森林事務所		
	木曽郡木祖村大字薮原一一九一の二七	木曽森林管理署薮原森林事務所		
	北安曇郡白馬村大字北城字大新切七〇七八の一二六	中信森林管理署白馬森林事務所		
岐阜県	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署濁河森林事務所	一級地	
	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署大洞森林事務所		
島根県	飯石郡飯南町角井一八九一の二〇	中国地方整備局出雲河川事務所志津見ダム管理支所	一級地	

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十五年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第二項に規定する職員（以下この条において「旧給与特例法適用職員」という。）であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者（この規則による改正後の規則九―五五第十条の規定の適用を受けることとなる者を除く。）については、旧給与特例法適用職員を同規則第五条第二項第二号及び第三項第一号に規定する特定独立行政法人職員等であるものとみなして、これらの規定を適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年四月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一二三―一一

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中イを削り、ロをイとし、ハを削り、ニをロとする。

第三条第十四号イ中「地域原子力安全統括管理官事務所」を「地域原子力規制統括管理官事務所」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　横須賀原子力艦モニタリングセンターの業務であって人事院が定めるもの及び地方放射線モニタリング対策官事務所の業務

ニ　六ヶ所保障措置センターの業務であって、人事院が定めるもの

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第五号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第一項及び警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第百四十五条第四項の規定に基づき、管区警察学校の各部の内部組織に関する規則及び警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　国家公安委員会委員長　古屋　圭司

管区警察学校の各部の内部組織に関する規則及び警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則の一部を改正する規則

（管区警察学校の各部の内部組織に関する規則の一部改正）

第一条　管区警察学校の各部の内部組織に関する規則（昭和五十四年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「国家公務員採用Ⅱ種試験」を「国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　当分の間、第二条の二中「国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）」とあるのは「国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）又は国家公務員採用Ⅱ種試験」とする。

（警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則の一部改正）

第二条　警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則（平成十九年国家公安委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

各号列記以外の部分中「ただし」の下に「、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）」を、「又は」の下に「国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）若しくは」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。